

一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会の合併に伴う  
「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等の一部改正について

I. 改正趣旨

一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会の合併に伴い、「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」及び「商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い」について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

- |  |      |
|--|------|
| ・ 「一般社団法人投資信託協会」の表記を「一般社団法人資産運用業協会」に改める。 | (備考) |
| ・ 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則 別表1          |      |
| ・ 商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い 別表3       |      |

III. 施行日

2026年4月1日から施行する。

以上

一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会の合併に伴う  
「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

- 1 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表 ..... 1
- 2 商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表 ..... 3

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新		旧			
別表1 代用有価証券等の種類及びその代用価格等に関する表		別表1 代用有価証券等の種類及びその代用価格等に関する表			
1 (略) 2 前項の有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。		1 (略) 2 前項の有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。			
有価証券等の種類	時価	時価に乘すべき率			
(略)		(略)			
公社債投資信託の受益証券（注6）	一般社団法人資産運用業協会が前日の時価を発表するもの	当該時価	1 0 0 分 の 8 5		
(略)		(略)			
(略)		(略)			
投資信託の受益証券（公社債投資信託の受益証券を除く。）	国内の金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）	1 0 0 分 の 7 0		
投資証券	一般社団法人資産運用業協会が前日の時価を発表するもの（注6）	当該時価			
(略)		(略)			
(注) 1.～8. (略)		(注) 1.～8. (略)			
3 (略)		3 (略)			
付 則					
この改正規定は、令和8年4月1日から施行す					

る。

商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新		旧			
別表3 充用有価証券等の種類及びその充用価格等に関する表		別表3 充用有価証券等の種類及びその充用価格等に関する表			
1 (略) 2 前項の充用有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。		1 (略) 2 前項の充用有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。			
有価証券等の種類	時価	時価に乘すべき率			
(略)		(略)			
公社債投資信託の受益証券（注7）	一般社団法人資産運用業協会が前日の時価を発表するもの	当該時価	100分の85		
(略)		(略)			
(略)		(略)			
投資信託の受益証券（公社債投資信託の受益証券を除く。）	国内の金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）	100分の70	100分の70		
投資証券	一般社団法人資産運用業協会が前日の時価を発表するもの（注7）	当該時価	当該時価		
(略)		(略)			
(注) 1.～7. (略)		(注) 1.～7. (略)			
3 (略)		3 (略)			
付 則					
この改正規定は、令和8年4月1日から施行す					

る。